

## 訓令

### 埼玉県会計管理者訓令第一号

出納総務課

会計管理課

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

埼玉県会計管理者 吉 浦 伸 和

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県会計管理者訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表出納総務課長専決事項の項第四号中「合議」の下に「及び同条第二項の規定による精算調書等の受理」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。